

令和元年2月20日

学生各位

学生支援センター長

学生の飲酒と事故の防止の徹底について（注意喚起）

年度末や年度初めは、送別会や歓迎会など酒類に触れる機会が多くなります。下記の事項に留意のうえ、飲酒による事故等の防止及び本学学生として良識のある行動を求めます。

記

- ・ 満20歳未満の者の飲酒は、法律により禁止されています。
- ・ 過度な飲酒は、健康障害（アルコール依存症等）のリスクを高めます。
- ・ アルコール・ハラスメント（飲酒や一気飲みの強要、意図的な酔いつぶし、酔ったうえでの迷惑行為、飲めない人への配慮を欠く行為）は人権侵害であり、刑事上及び民事上責任を追求されます。
- ・ 飲酒による急激な体調変化がある人に対しては、介護、救急車の要請などを行ってください。
- ・ キャンパス内での飲酒は、原則として認められていません。

以上

詳しくは、次のホームページをご参照ください。

- ・ 国税庁（「未成年者の飲酒防止/適正飲酒の推進」のホームページ）  
<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/miseinen/mokuji.htm>
- ・ 厚生労働省（「アルコール健康障害対策」のホームページ）  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176279.html>
- ・ イッキ飲み防止連絡協議会のホームページ  
<http://www.ask.or.jp/ikkialhara.html>

【本件問合せ先（担当）】

学生サービス課 学生生活係

TEL：075-724-7144, 075-724-7147

FAX：075-724-7140

E-mail：[stu\\_seikatu@jim.kit.ac.jp](mailto:stu_seikatu@jim.kit.ac.jp)